

# 設 計 図 書

業 務 年 度 令和 7 年度

業 務 名 下水道管路の全国特別重点調査に伴う空洞調査業務

業 務 場 所 大津市竜が丘ほか

大津市企業局下水道整備課

# 下水道管路の全国特別重点調査に伴う空洞調査業務

## 特記仕様書

### 1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、下水道管路の全国特別重点調査に伴う空洞調査業務（以下、「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「地質・土質調査業務共通仕様書（案）（令和2年10月）、滋賀県土木交通部」（以下、「共通仕様書」という。）によるものとする。

### 2 業務概要

本業務は、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因する道路陥没事故を受け、国土交通省の要請に基づき大津市が実施した下水道管路の調査結果を踏まえ、下水道管が直下に布設されている箇所を対象として、下水道管路の損傷等が原因の空洞による路面陥没事故や被害の未然防止を図るべく、地表面下における空洞調査を実施するもの。

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 名 称  | 下水道管路の全国特別重点調査に伴う空洞調査業務   |
| (2) 場 所  | 大津市竜が丘ほか<br>本業務を実施する路線は、別紙位置図のとおりとする。   |
| (3) 業務数量 | 数量総括表のとおりとする。   |
| (4) 契約期間 | 契約期間は令和8年5月29日までとする。ただし、調査進捗状況は、令和8年2月27日までに速報として報告すること。なお、やむを得ない事象により期間内の業務履行が困難な場合は、監督職員と事前に協議を行うものとする。 |

### 3 業務内容に関する特記事項

#### (1) 現地踏査

受注者は、空洞調査に先立って現地踏査を行い、定められた調査区間の道路、交通状況、障害物等の調査路線周辺の現況を把握すること。また、現地状況に相応しい空洞調査手法を提示すること。

#### (2) 空洞調査

空洞調査は、前述のとおり、直下に下水道管が布設されている箇所の地表面下における空洞発生の有無を調査することで、下水道管を起因とする路面陥没等の事故や被害を未然に防ぐことを目的として実施するものである。

探査方法は路線毎に異なるため、別途数量集計表を参照し、確認すること。なお、路線毎の探査方法は設計上の想定であり、現場条件等を鑑みて探査方法を変更する際は、別途協議を実施すること。

##### ① 手押し型地中レーダ探査

ア 歩道等、空洞探査車両による調査が適当でない場所においては、手押し型地中レーダ探査機を用いるものとする。

イ 異常信号が検知された場所については、前方、右方及び左方の3方向における周囲の状況を写真に収め、検知位置が特定できるよう記録すること。

ウ 手押し型地中レーダ探査に使用する機器は、下記に示す性能と同等以上のものとする。

(ア) 探査深度は、2m程度まで観測できるもの

(イ) 探査幅は、一度に50cm程度以上観測できるもの

(ウ) 探査能力は、概ね横断方向50cm×縦断方向50cm×深さ方向10cm以上の空洞を観測できるもの

##### ② 高密度表面波探査

ア 探査は、下水道管の損傷箇所の直上付近で実施するものとする。

イ 高密度表面波探査に使用する機器は、下記に示す性能と同等以上のものとする。

(ア) 探査深度は、2m～15m程度まで観測できるもの

(イ) 探査能力は、地盤の緩み領域を把握できるもの

③ 緊急性を要する異常発見時の報告

受注者は、下水道施設の破損や、現に道路陥没が切迫または発生している状況を発見した際には、速やかに監督職員へ報告すること。

(3) 解析

非破壊探査で取得したデータを複数の技術者による総合的な解析を経て、現地状況の考察も加えつつ、異常データの見落としがないよう確実に解析を実施するものとする。その結果、すべての異常信号箇所のデータを監督職員に報告し、必要な記録を提出すること。特に、空洞の可能性がある箇所は、その位置が特定可能な形で報告すること。なお、ここでの空洞の大きさは、概ね横断方向50cm×縦断方向50cm×深さ方向10cm以上とする。

(4) 報告書作成

調査に係る成果を取りまとめて報告書を作成するものとする。特に調査状況については、各路線毎に、地上部分と解析データの場所が特定できるよう取りまとめること。また、空洞（異常箇所）があった場合には、箇所別に調書を整理すること。

#### 4 成果に対する品質保証

成果品納入後にあっても、成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。また、本業務の納入完了の当日から12ヶ月以内において、道路陥没が確認された場合、監督職員は受注者へ協議を求める場合がある。また、空洞の発生原因が天災その他やむを得ないと認められた場合を除き、受注者へ再調査を求める場合がある。

#### 5 技術者の配置

受注者は、管理技術者、主任技術者、照査技術者及びその他担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、解析の技術及び経験を有する技術者を配置しなければならない。

(1) 管理技術者

受注者は、業務の技術上の管理を行う者であって、業務の管理及び統轄を行う管理技術者を定めなければならない。

(2) 主任技術者

受注者は、共通仕様書第108条及び7(2)に示す共通仕様書の特記事項第108条に示す責務を果たす主任技術者を定めなければならない。

(3) 照査技術者

受注者は、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めなければならない。なお、照査技術者は、(1)に定める管理技術者を兼ねることができる。

#### 6 従業員の健康状態の確認

(1) 受託者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。

(2) 高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時においては、本市は受託者に対して大津市庁舎への立ち入りを禁止する等必要な措置を指示することができる。

#### 7 その他の特記事項

(1) 業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議の上、方針を決定するものとする。

(2) 共通仕様書に対する特記事項は、下記のとおりとする。

(3) 次の表の左欄に掲げる共通仕様書の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項目番号	読み替え前の字句	読み替え後の字句
第101条第1項	滋賀県土木交通部	大津市企業局
第102条第1項	滋賀県知事	大津市公営企業管理者
第102条第3項	職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、委託業務監督・検査要領第5に規定する	職務を行う者で、
第102条第4項	契約書第30条第2項	契約書第2条第2項
第102条第5項	契約書第9条の2第1項の規定に基づき受注者が定めた者	受注者が定めた者
第102条第9項	「土木設計業務等委託契約書」	「委託契約書」
第107条第3項	契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項	監督職員の権限は、次の(1)～(4)とする。 (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者または受注者の管理技術者等に対する業務に関する指示 (2) 本書および設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出または質問に対する承諾または回答 (3) 本業務の履行に関する受注者または受注者の管理技術者等との協議 (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
第115条第1項	契約書第13条に定める地元関係者	地元関係者
第116条第1項	契約書第14条の定めに従って、監督職員	監督職員
第117条第1項	業務完了報告書	完了届
第117条第3-1項	滋賀県電子納品運用ガイドライン(案)	大津市電子納品運用ガイドライン企業局取扱要領
第117条第3-1項	で正、副の2部提出する	について協議により提出部数を決定する
第119条第1項	受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、	受注者は、
第120条第4項	契約書第30条第2項に基づき検査	検査
第123条第3項	契約書第21条の規定に基づき、	その責めに帰すことができない事由により
第124条第1項	契約書第19条第1項の規定により、次の各号	次の各号
第127条第1項	契約書第32条の規定に基づき、受注者に	受注者に
第128条第1項	契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを	受注者は、次の各号に掲げるものを
第128条第4項	滋賀県	大津市
第129条第1項	受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い	受注者は
第130条第1項	契約書第1条第5項	契約書第10条
第133条	契約書第11条の規定に基づき	設計図書に定めるところにより

(4) 共通仕様書第110条第1-1項、同第3-1項、第122条第1項第4号、第123条第4項、第125条及び第126条の規定は適用しない。

## 記

### 第108条 主任技術者

主任技術者は、技術士〔建設部門－土質及び基礎〕若しくは〔応用理学部門－地質〕、又はRCCM〔地質〕若しくは〔土質及び基礎〕保有者とし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

### 第111条 打合せ等

本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間1回、成果物納品時の計3回とする。ただし、打合せ協議回数は、監督職員と協議の上、必要に応じて変更できるものとする。

### 第112条 業務計画書

委託契約書の別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、本業務の事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定めるものとする。

### 第131条 安全等の確保

道路上で空洞調査作業するにあたっては、必ず所轄警察署長の道路使用許可を受け、その許可書の写しを監督職員へ提出すること。通行規制を実施する場合は、一般通行車両並びに歩行者等へ作業中であることがわかるよう注意喚起を行い、道路使用許可書のとおりに交通誘導警備員を配置し、一般通行車両等を誘導するものとする。

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署との打合せの結果または、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする（※交通誘導警備員の員数は任意仮設として積算条件明示しているため、交通誘導警備員に係る契約図書（特記仕様書、数量総括表）に変更がない限り、設計数量は変更しない）。

なお、交通誘導警備員Aと交通誘導警備員Bとは、公共工事設計労務単価に定める職種の定義による。

配置人員 (交替要員除く)	編成 (交替要員除く)	昼夜別	交替要員 の有無
2人／日	交通誘導警備員B 2人	昼	無

### 第137条 大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

通報書は、別記様式第1号を用いるものとする。

以上

令和 年 月 日

**〔不当要求〕**  
**不当介入 業務妨害 事案通報書**

滋賀県警察署長 様  
 大津市公営企業管理者 様 (報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課
受 託 者	所在地	(本社) 電話 ( ) - FAX ( ) -	
		(現場事務所) 電話 ( ) - FAX ( ) -	
	名称		
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者等	(通報者の職・氏名)	電話 ( ) -
(対応者) 所属会社名		電話 ( ) -	
氏 名			
役 職			
不当介入の 行為者	住 所	電話 ( ) - FAX ( ) -	
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃		
	〔元請・下請〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話 ( ) - FAX ( ) -
工 事 件 名			
不当介入の 内容・被害 の状況			
警察への 通報の状況	(警察への通報)	有 ・ 無	
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署 課
	( 通 報 日 時 )	令和 年 月 日	時 分頃

注 1 第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課（刑事第二課）あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。

2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。

3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず受託者が聞き取り調査をして記入し、通報すること。

4 ※の欄は、警察署において記入すること。